

令和7年度決算に基づく健全化判断比率等について

令和7年度決算を基に算定した財政健全化法の健全化判断比率等について公表いたします。

■健全化判断比率及び資金不足比率

令和7年度決算に基づく小野町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおり、全ての指標で早期健全化基準を大きく下回っており、健全な状況です。

しかしながら、小野町の財政が大変厳しい状況にあることは変わりなく、これからもより一層の行財政改革を徹底して財政健全化の取り組みを進めていきます。

○健全化判断比率

(単位: %)

項 目	小野町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	—	20.0	30.0
③実質公債費比率	5.5	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は黒字のため「—」で表示しています。

○資金不足比率

(単位: %)

特別会計の名称	小野町	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
浄化槽整備事業会計	—	20.0

※各会計で資金不足額がないため「—」で表示しています。

■用語の解説

□健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4比率のことです。

□実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

□連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

□実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率（一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分も含む）です。

この数値は、健全化判断比率とともに地方債許可基準に用いられ、18%以上で起債の許可が必要になり、25%以上になると財政健全化団体となり一部の起債発行が制限され、35%以上になると財政再生団体となり多くの起債発行が制限されます。

□将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

350%以上で財政健全化団体となります。

□資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率です。

□早期健全化基準

健全化判断比率（4指標）のうち1つでも早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画の策定などが義務づけられ、自主的な財政健全化に取り組むことになります。

□財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率のうち1つでも財政再生基準以上の場合は、「財政再生段階」となり、財政再生計画の策定などが義務づけられ、国等の関与による財政再生に取り組むことになります。

□経営健全化基準

公営企業会計の資金不足比率が20%以上の場合は、経営健全化計画の策定などが義務づけられ、公営企業の経営の健全化に取り組むことになります。